

- 5 公述の申出について
鏡都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入のうえ、来る9月3日までに、熊本県八代地域振興局土木部企画調査景観課（八代市西片町1660）に提出しなければならない。
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は公述できない。また、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。この場合、その旨を本人に通知する。
公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 6 傍聴について
傍聴希望者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付のうえ、会場に入ることができる。
入場は受付順とし、100人程度入場できる。
- 7 開催の中止について
前記5の公述の申出がない場合には、開催を中止する。
- 8 関係図書の縦覧期間
平成15年8月22日から平成15年9月8日まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日の閉庁日を除く）
- 9 関係図書の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
熊本県八代地域振興局土木部企画調査景観課
鏡町企画課
- 10 公聴会に関する問い合わせ先
熊本県土木部都市計画課
熊本県八代地域振興局土木部企画調査景観課（電話 0965 - 33 - 4182）

別記様式

公述申出書

私は、来る9月8日に開催される鏡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（鏡都市計画区域マスタープラン）に関する公聴会で下記の趣旨の公述をしたいので申し出ます。

平成 15 年 月 日

熊本県知事 潮谷 義子 様

公述申出人 住所 (郵便番号)
氏名 印 (電話番号)
年齢
職業

意見の要旨及びその理由（別紙）

(注意)

- 1 公述申出書は、A4版（タテ約29.5cm×ヨコ約21cm）とし横書きとすること。
- 2 意見の要旨及びその理由は、A4版400字詰原稿用紙等1枚に簡潔に記載のこと。

熊本県公告第614号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年8月22日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
平成15年度熊本県村民総ヘルパー推進事業
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成16年3月25日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成15年度熊本県村民総ヘルパー推進事業に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。ただし、同心得第2条の